

令和2年7月吉日

会員薬局各位

一般社団法人熊本市薬剤師会

会長 丸目 新一

令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

拝啓

皆様におかれましては、ご清祥の事とお慶び申し上げます。日頃より、本会に御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、令和2年7月豪雨に伴う災害に関し、被災者に係る一部負担金等の取扱いについて、熊本県健康福祉部健康局国保・高齢者医療課より通知がありましたのでお知らせします。

災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽに加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業者等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。（令和2年10月末まで）

①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

※罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口にて口頭で申告してください。

②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方

③主たる生計維持者の行方が不明である方

④主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方

⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

災害救助法の適用市町村以外の地域の医療機関等でも、当該市町村から避難されてきた方が来局される可能性がありますので、添付ファイルで詳細をご確認ください。

(<https://www.kumayaku.or.jp/information/uploads/1160/20200714R2gouu.pdf>)

○熊本県の災害救助法の適用市町村

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町